

令和2年秋の火災予防運動実施要綱

甲賀広域行政組合消防本部

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生及び財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」 (2020年度全国統一防火標語)

「街ぐるみ 職場ぐるみで 防火のそなえ」 (甲賀市・湖南市統一防火標語)

3 実施期間

令和2年11月9日(月)から11月15日(日)までの7日間

4 重点目標及び推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進
- キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
- イ 火災予防広報の実施
- ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- エ 火気取扱いにおける注意の徹底
- オ 工事等における火気管理の徹底

(3) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
- ウ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底

- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
- オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- カ ホテル、旅館等における防火安全対策の徹底
- キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
- ク 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
- コ 飲食店における防火安全対策の徹底
- サ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底
- シ 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策
- ス 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の推進
- セ 超大規模防火対象物等における自衛消防活動の実効性向上に係る取組の推進

- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知

- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- ア 催しを主催する者に対する指導
- イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
- ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
- エ 照明器具の取扱いに係る指導

5 その他

- (1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団員確保をより一層推進することによる地域の火災予防体制の充実
- イ 女性防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- ウ 在留外国人に対する火災予防広報の実施

- (2) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底

- (3) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

- ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
- イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
- ウ 電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底

- (4) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

6 実施事項

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」に関する広報及び放火火災防止対策戦略プランの活用並びに次の事項の実施により、効果的な火災予防思想の普及を図るものとする。

(1) 広報

- ア 管内事業所及び自治会への防火チラシの配布
- イ 消防車両による巡回防火広報の実施
- ウ 管内大型店舗等の店内放送等による防火広報
- エ 各種メディア（ケーブルテレビ文字放送、音声放送、防災行政無線）による防火広報
- オ 甲賀市、湖南市が発行する広報誌への関連記事の掲載
- カ 甲賀広域行政組合ホームページへの関連記事の掲載
- キ 各報道機関への本火災予防運動関連事業に対する取材要請

(2) 消防訓練・防火指導

- ア 近年の重大火災事案を踏まえた、各種防火対象物に応じた消防訓練実施の指導
- イ 地域住民に対する防火・防災指導
- ウ 消防団との合同防火パレード

(3) その他、本火災予防運動の重点目標及び推進項目に基づいた事業

～住宅防火 いのちを守る 7つのポイント～

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。